

開発誘導課における郵送対応について

大阪市計画調整局開発調整部開発誘導課

開発誘導課において、下記の各種申請等について、郵送での受付を行っています。ただし、案件によっては一部郵送対応ができないものもあり、来庁をお願いすることもありますので、ご了承ください。

以下の内容をよくお読みいただき、**事前に各担当あてご相談**いただきますようお願いいたします。

1 郵送対応が可能な申請等

1	開発許可申請（都市計画法第 29 条）※	開発許可担当 06-6208-9285 06-6208-9287
2	開発許可可否判定願出	
3	大規模建築物の建設計画にかかる事前協議	
4	準大規模建築物の届出	
5	緑化指導指針による届出	
6	土地区画整理法第 76 条許可	
7	宅地造成及び特定盛土等規制法にかかる許可申請等 ※	計画指導担当 06-6208-7897 06-6208-9303
8	開発登録簿の写しの交付申請 ※	
9	住宅附置誘導制度による協議	
10	特別特定建築物設置工事事前協議	福祉・ワンルーム担当 06-6208-9303 06-6208-9319
11	ワンルーム形式集合建築物事前協議	
12	自転車駐車場設置届出(共同住宅用)	
13	大阪府福祉のまちづくり条例第 29 条の規定による認定申請	
14	バリアフリー法第 17 条認定の申請	

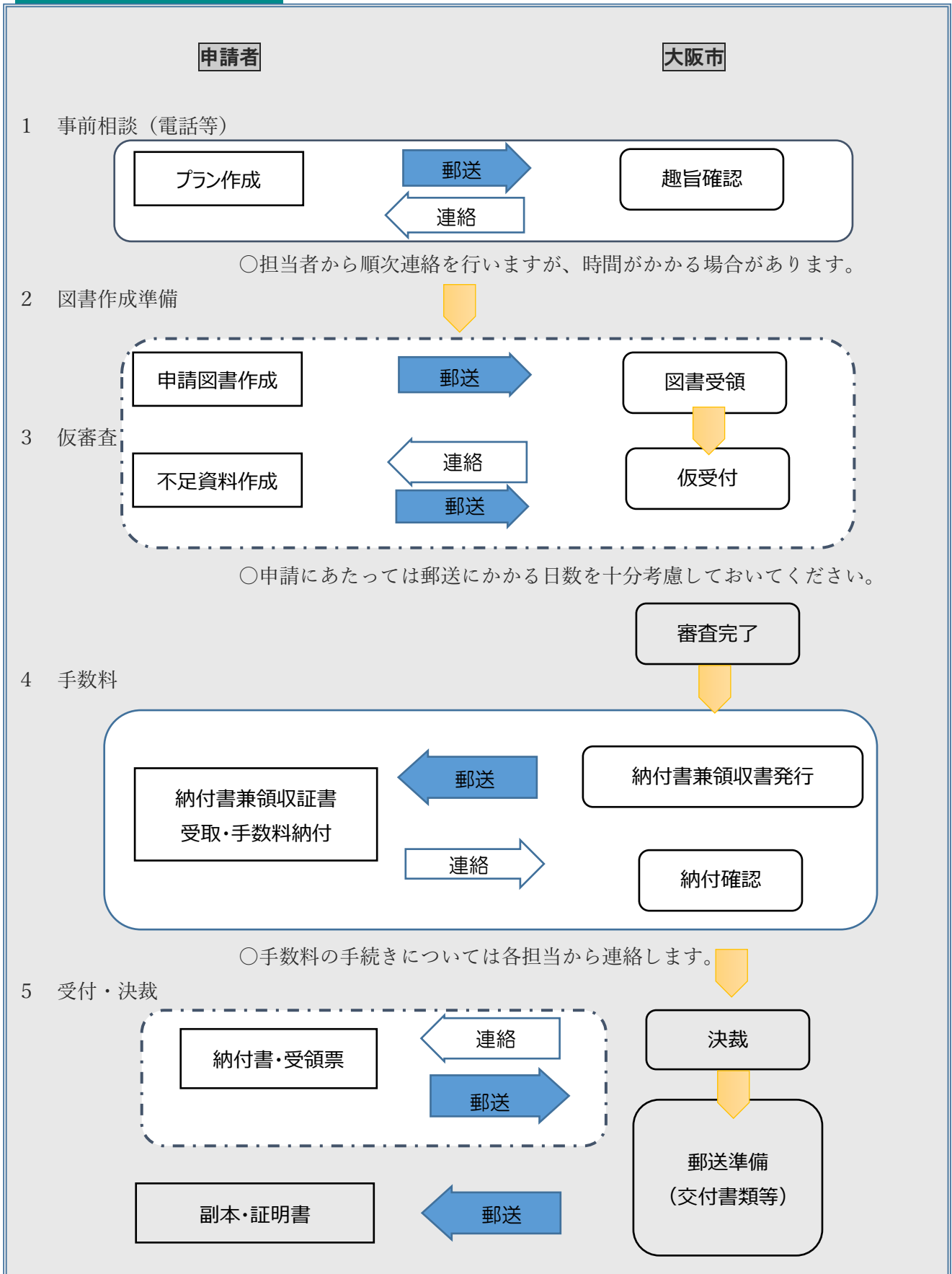
※ 手数料の納付については、各担当あてご確認ください。

2 注意事項等

- 郵送にあたっては電話番号・メールアドレス等連絡先を明記してください。
- 申請等にあたって必要となる郵送費用は全て申請者・届出者の負担となります。
※申請による不備があり、本市から送り返す場合も申請者・届出者の負担とします。ご注意ください。
- 副本の返却が必要なもの、証明書等を発行する申請等については、返信用封筒等をあらかじめ準備いただき、郵送時に同封してください。
- 返信用封筒等については以下の要件を満たすものとしてください
 - ① 副本や納入通知書が折らずに入るサイズ(A4サイズ、レターパック可)
 - ② 返信先の住所・会社名・担当者の記入
 - ③ 配達記録等にかかる費用分の切手貼付
 - ④ 信書を送ることができるもの
- 郵送事故に関して、本市は責任を負いません。 郵送時は配達記録等が残るものとしてください。
- 郵送に時間を要することとなりますので、時間に余裕をもって申請等を行ってください。

(郵送先) 〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20
大阪市 計画調整局 開発調整部 開発誘導課 (上記各担当) 宛

3 郵送による申請等の流れ



上記は基本的な流れになりますが、詳しくは各担当あて問い合わせください。